

## 第1回移動等円滑化評価会議東北分科会 議事録

○日時：令和元年7月1日（月）13時～15時

○場所：東北地方整備局 12階大会議室

○出席者

### 【委員】

岡 正彦	東北福祉大学 教授
石井 敏	東北工業大学 教授
和田 英人	自立生活センター青森 代表
浅利 義弘	一般社団法人 青森県ろうあ協会 常任理事 事務局長
藤井 公博	一般社団法人 岩手県障がい者スポーツ協会 会長
川村 正司	公益社団法人 日本オストミー協会岩手県支部 支部長
菅井 健彦	特定非営利活動法人 みやぎ・せんだい中途失聴難聴者協会 事務局長
下山 清子	一般社団法人 宮城県手をつなぐ育成会 業務執行理事
伊藤 英紀	社会福祉法人 秋田県身体障害者福祉協会 会長
戸嶋 正紀	公益財団法人 秋田県老人クラブ連合会 常務理事 事務局長
小林 光雄	全国脊髄損傷者連合会山形県支部 顧問
渡部千代子	山形県精神保健福祉会連合会 会長
五十嵐雪子	山形県婦人連盟 会長
阿曾 幸夫	公益社団法人 福島県視覚障がい者福祉協会 会長
佐藤 和子	公益社団法人 認知症の人と家族の会福島県支部 代表世話人
阿部 一彦	社会福祉法人 仙台市障害者福祉協会 会長
伊藤 清市	特定非営利活動法人 仙台バリアフリーツアースセンター 理事長
丸山あずさ	盲導犬ユーザー
藤井 俱子	特定非営利活動法人 のびのび会 指定障害福祉サービスワーク・ポケット 理事長
加藤 健一	一般社団法人 山形バリアフリー観光ツアースセンター 代表理事
佐藤由香利	特定非営利活動法人 ふくしまバリアフリーツアースセンター センター長
柏木 司	青森県 企画政策部長（代理：奈良 浩明 交通政策課長）
白水 伸英	岩手県 政策地域部長（代理：山田 智幸 交通政策室 特命課長）
後藤 康宏	宮城県 震災復興・企画部長（代理：廣藤 智之 総合交通対策課 課長補佐）
佐々木 司	秋田県 観光文化スポーツ部長（代理：橋本 裕巳 交通政策課 地域交通対策監）
大瀧 洋	山形県 企画振興部長（欠席）
大島 幸一	福島県 生活環境部長（代理：齋藤 大典 生活交通課 主事）
村上 薫	仙台市 都市整備局交通政策担当局長
村島 弘子	特定非営利活動法人 移動サービスネットワークみやぎ 会員 特定非営利活動法人 移動支援 Rera 代表
渡邊 博之	仙台ビルディング協会 事務局長
松崎哲士郎	一般社団法人 日本ホテル協会東北支部 支部長
一條 祐三	仙台国際空港株式会社 取締役空港運用部長

熊沢 治夫 東北六県バス協会連合会 専務理事  
千葉 美記 東北ハイ・タク連合会 専務理事  
白幡 昇一 東北旅客船協会 会長（代理：武内 伸之 事務局長）  
澤田長二郎 東北鉄道協会 会長  
伊澤 星史 東日本旅客鉄道株式会社仙台支社 総務部輸送サービス品質改革室長  
高橋 篤 仙台市交通局 次長（地下鉄担当）兼鉄道管理部長

## ○議事

### 【東北運輸局 林】

それでは、定刻となりましたので、ただ今より第1回移動等円滑化評価会議東北分科会を開催いたします。本日はお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。私、本日の司会を務めさせていただきます東北運輸局交通政策部消費者行政・情報課の林と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

開会に当たりまして、東北運輸局長の吉田よりご挨拶を申し上げます。

### 【東北運輸局 吉田局長】

東北運輸局の吉田でございます。本日は、ご多用の中、第1回移動等円滑化評価会議東北分科会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

国土交通省では、開催までほぼ1年となりました2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けまして、また、そのレガシーとしての共生社会の実現を目指して、全国におけるバリアフリーの取り組みを積極的に推進をいたしております。

このような観点から、昨年5月に改正されましたバリアフリー法におきまして、共生社会の実現と社会的障壁の除去が明記されるとともに、障害者等の視点を反映した共生社会の実現に向けて、高齢者、障害者等や施設設置管理者、地方公共団体等の参画のもと、国がバリアフリー施策の把握及び評価を行うための会議を設けるということが盛り込まれました。そして、本年の2月になりますが、国土交通本省内におきまして第1回の移動等円滑化評価会議が開催をされております。この評価会議では、地域ごとの評価の必要性について議論がなされまして、本省の評価会議のもとに地域ごとの分科会を設置するということが決定されたところでございます。こうした流れを受けまして、本日、移動等円滑化評価会議の東北分科会の第1回目の開催ということになるわけでございます。

東北地方におきますバリアフリー化の状況を見ますと、1日当たり3,000人以上の利用者がある鉄軌道の駅におきまして、視覚障害者の誘導用ブロックあるいは障害者用トイレの設置など、一部におきましては全国平均を上回る水準の整備が進むなど、着実にバリアフリー化が進展をしているところでございますが、全体として見ますとまだ道半ばという状況でございます。東北運輸局、そして国土交通省といたしましては、高齢者、障害者などの皆様の貴重なご意見をいただく場であるこの分科会という新たな仕組みを十分に活用いたしまして、皆様とともに東北地方におけるより一層高い水準のバリアフリー化に向けまして邁進してまいりたいと考えております。皆様方には大局的な見地から活発なご意見を賜りますようお願いをいたしまして、私のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【東北運輸局 林】

座ってご説明させていただきます。

それでは、お手元にご用意してございます資料の確認をさせていただきます。

まずは、委員配席図、出席者名簿のほか、本日の会議資料といたしまして、議事次第、資料1、移動等円滑化評価会議の設置について、資料2、東北分科会設置について、資料3、東北分科会委員名簿、資料4、東北分科会運営規則（案）、資料5、改正バリアフリー法について、資料6、基本方針に定める移動等円滑化の目標達成状況、資料7、基本構想の作成状況、資料8、建築物の委任条例の制定状況、資料9、東北運輸局の取り組みについて、以上になります。足りない資料などございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

では、議事に移らせていただく前に、本日の議事の進め方について簡単に説明させていただきます。まずは、評価会議の設置の経緯と本分科会の設置、分科会長の選出、分科会の運営、改正バリアフリー法などの資料説明をさせていただいた後に、委員の皆様からご意見をいただき、会議の終了予定を15時とさせていただきます。よろしいでしょうか。それでは、議事に移らせていただきます。分科会長に議事をお渡しするまで、事務局で議事を進行させていただきます。

議事①移動等円滑化評価会議の設置及び議事②東北分科会の設置につきまして、事務局より説明させていただきます。

【東北運輸局 荒関課長】

事務局の東北運輸局消費者行政・情報課の荒関と申します。どうぞよろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。まずはお手元の資料1をごらんください。

こちらでは、国土交通省において本年の2月に開催されました第1回評価会議につきまして、設置の趣旨とその構成、さらには地域分科会が設置されることに至った経緯が記されてございます。具体的には、法律の中に、関係行政機関及び高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者、その他の関係者で構成した組織によって、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握し、及び評価するということ、そして、関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めるということが位置づけられております。

委員の構成といたしましては、さまざまな障害種別の当事者の参画をいただくこと、当事者団体の数が施設設置管理者数を上回ることなどがうたわれてございます。

また、地域の状況を評価するための枠組みとして、地域分科会を設置することが決定されております。議事の①の説明につきましては以上になります。

引き続きまして、議事の②東北分科会の設置及び運営のまずは設置につきまして、資料2と資料3を用いて説明させていただきます。

では、資料2の東北分科会の設置についてですが、バリアフリー法に基づき設置された評価会議のもとに東北分科会を設置し、移動等円滑化の進展状況の把握、評価に加えて、先進的な取り組みについて関係者間の情報共有を行うということ、委員の任期は2年として、再任を妨げないということ、分科会長につきましては委員の互選によって選任し、分科会長に事故があるときは、分科会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理するということ、そして、東北地方整備局企画部企画課及び東北運輸局交通政策部消費者行政・情報課を事務局とするとい

うこと、その他といたしまして、分科会に関する事項は、分科会長が分科会に諮って定めると  
いうことなどがうたわれてございます。

次に、資料3の委員名簿ですが、こちらの38名の方々に委員をお願いしたいと考えておりま  
す。その構成としましては、さまざまな福祉団体の方々として14名、そして、従前から東北運  
輸局のバリアフリー施策について助言をいただいております、障害をお持ちの方あるいは家  
族にいらっしゃるの方々として5名、各種施設管理者の方々として10名、有識者の方として2名、  
そして行政関係の方々として7名、合わせて38名の方々になります。

なお、本省における評価会議同様、障害当事者の方々が施設管理者数を上回る構成となっ  
てございます。

**【東北運輸局 林】**

本来ですと、委員全員の皆様方のご紹介をすべきところではございますが、後ほどご発言  
いただく時間をできる限り多くとらせていただきたいと思いますので、大変恐縮ではございま  
すが、ただいまの資料の中の委員名簿をごらんいただきまして、委員のご紹介にかえさせて  
いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

なお、本日は、認知症の人と家族の会福島県支部代表世話人、佐藤様におかれましては、代  
理として本部理事兼福島県支部世話人の芦野様、青森県企画政策部長様におかれましては、代  
理として交通政策課長の奈良様、岩手県政策地域部長様におかれましては、代理として地域交  
通課長の渡辺様がお越しになられるご予定でしたが、特命課長の山田様にご出席をいただ  
いております。宮城県震災復興・企画部長様におかれましては、代理として総合交通政策課課長補  
佐の廣瀬様、秋田県観光文化スポーツ部長様におかれましては、代理として交通政策課地域交  
通対策監の橋本様、山形県企画振興部長様におかれましては、6月18日に発生いたしました庄  
内沖地震の対応のためご欠席となりました。福島県生活環境部長様におかれましては、代理と  
して生活交通課主事の齋藤様、東北旅客船協会会長様におかれましては、代理として事務局  
長の武内様のご出席をいただいております。

続きまして、先ほどご説明した資料2の5、委員の構成(1)の規定に基づきまして、分科  
会長の互選を行いたいと思っております。ご推薦ございませんでしょうか。

**【日本オストミー協会岩手県支部 川村委員】**

日本オストミー協会の川村ですが、分科会の会長さんに東北福祉大学の岡教授さんを推薦  
したいと思います。いかがでしょうか。

**【東北運輸局 林】**

ただいま、東北福祉大学の岡教授のご推薦がございましたが、皆様いかがでしょうか。(「異  
議なし」の声あり)ありがとうございます。それでは、岡委員に分科会長をお願いしたいと思  
います。早速ではございますが、岡会長よりご挨拶をいただきたいと思います。よろしく願  
いいたします。

**【岡会長】**

ご推薦いただきました福祉大学の岡と申します。今後ともよろしくお願いいたします。

**【東北運輸局 林】**

ありがとうございました。続きまして、岡会長より会長代理の指名をいただきたいと思います  
です。岡会長、よろしくお願い致します。

【岡会長】

私から挙げさせていただきたいのが、工業大学の石井先生によろしければ代理ということでお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【石井会長代理】

はい。

【東北運輸局 林】

それでは、石井委員、よろしく願いいたします。一言ご挨拶をお願いいたします。

【石井会長代理】

私、東北工業大学建築学科の石井と申します。どうぞよろしく願いいたします。

【東北運輸局 林】

ここで、報道関係の方にはご退室をお願いいたします。

〔報道機関退席〕

それでは、ここからの議事進行につきましては岡会長をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

【岡会長】

まず、これが1回目の分科会ということもございますので、事務局から進め方も含めまして運営についてのご説明を一度お願いしたいと思います。荒関課長からでよろしいでしょうか。お願いいたします。

【東北運輸局 荒関課長】

それでは、先ほど司会からも簡単なお話がございましたが、資料について私から説明させていただいた後に、一括でご意見を承りたいと思います。

まず、資料の説明に入らせていただきます。資料の4が東北分科会の運営規則となっております。まずはその趣旨ですが、バリアフリー法に基づき設置された評価会議のもとに東北分科会を設置するという、そして、分科会は分科会長の招集によって開催しますが、状況によっては書面による意見聴取も可能だということ、議事録は原則公開とすることなどがうたわれてございます。

補足させていただきますが、議事録の内容につきましては、委員の皆様最終的にご確認いただいた後で東北運輸局のホームページで公開したいと考えております。ただし、特段の理由があるときは非公開といったこともできますが、基本的には公開が原則ということをご了解いただきたいと思います。

【岡会長】

今の分科会の運営等につきまして、委員の方から何か質問等ございますでしょうか。

なければ、具体的にこれから事務局から資料5以下につきまして、これは一括して説明ということでよろしいですね。では、また荒関課長から資料5以下につきまして一括で説明等をお願いしたいと思います。よろしく願いします。

【東北運輸局 荒関課長】

では、改正バリアフリー法についてですが、まずは資料5をご覧ください。高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、これがいわゆるバリアフリー法の概要でございます。ご承知の方も多いとは思いますが、今回初めてという方もいらっしゃると思いますので、改め

まして簡単にバリアフリー法の紹介をさせていただきたいと思います。赤い文字部分が昨年11月1日に施行された部分、青い文字が今年4月1日に施行された部分、そして黒い部分が従前、もともと規定されていた部分ということになります。

まずは1つ目です。バリアフリー法の基本理念といたしまして「共生社会の実現」、そして「社会的障壁の除去」といった言葉が明記されてございます。つまり、バリアフリー法に基づく措置はそのようなことに資することを旨として実施されるということが大前提となります。

2つ目として、各施設などのバリアフリー化の推進です。既存の施設については努力義務としておりますが、新設の施設につきましては義務としているところです。その整備目標につきましては、新設、既設にかかわらず、各施設ごとの目標を設定し、整備を推進しているところでございます。また、このたびの改正では、貸切バスと遊覧船を対象に追加したほか、情報提供の努力義務や公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取り組みの推進として計画的な推進を行う制度も新たに設けております。

3つ目として、地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進があります。従前より基本構想に基づいてバリアフリー化を進めるという制度がございましたが、新たに市町村が移動等円滑化促進方針を定める、いわゆるマスタープラン制度を創設しております。

4つ目として、当事者による評価です。本日開催の評価会議東北分科会の根拠となるものでございますが、高齢者、障害者等の関係者で構成する会議を設置し、バリアフリー化の状況を把握し、評価するということが明記されております。

次のページになりますが、こちらでは、昨年5月の法改正を受け、昨年11月と今年4月の施行に向けた全国各地での動きを紹介しております。ここ東北においても、自治体や事業者への説明会といったもののほか、東京オリンピック・パラリンピックの共生社会ホストタウンですとか関心の高い自治体向けに個別相談会なども開催し、マスタープラン策定の働きかけを行っております。現在、東北においては複数の自治体においてマスタープラン策定に向けた作業が始まっております。

次に、基本方針に定める移動等円滑化の目標達成についてですが、資料6をご覧ください。こちらでは各施設ごとの目標と、その達成状況の一覧になっております。個別の状況につきましては次のページ以降になります。

旅客施設のうち、まずは3、4ページの利用者数が1日3,000人以上の鉄軌道駅のバリアフリー化の推移になります。整備対象が当初5,000人でした。現在は3,000人になった関係で、一旦整備率が平成22年度あたりに下がっておりますが、その後は2020年度末の100%化に向けて、確実に整備が進んでいるのがおわかりいただけると思います。

次のページは東北各県の状況になりますが、視覚障害者誘導用ブロック、障害者用トイレの設置が全国平均を上回っており、注目点といたしましては、視覚障害者誘導用ブロックに絞ると福島県を除く5県で全国平均を上回る整備状況になっているなど、全体として着実に整備が進んでおります。

次の5ページですが、こちらは鉄軌道駅におけるホームドアの設置状況になります。車両ドアの統一など技術上の問題点や費用を勘案し、可能な限り設置を目指すこととされております。全国で800駅での設置を目標としており、現在は725駅で設置済みとなっております。東北におきましては、仙台市地下鉄及び東北新幹線の一部ホームにおいて設置されており、全部で36

駅が設置されてございます。

6、7ページはバスターミナルのバリアフリー化の推移になります。こちらも鉄軌道駅同様に、利用者数が1日3,000人以上のターミナルのバリアフリー化の推移になります。東北における対象ターミナルは仙台市地下鉄の旭ヶ丘駅ターミナルの1カ所のため、グラフなどのデータは全国のものになりますが、2020年度末の100%に向けて確実に整備が進んでいるのがおわかりいただけると思います。障害者用トイレの設置につきましては約7割と若干遅れがあるものの、段差解消、視覚障害者誘導用ブロック設置につきましては約9割について実施済みとなっております。東北での対象ターミナルである仙台市地下鉄の旭ヶ丘駅ターミナルでは、100%の設置状況となっております。

8、9ページにつきましては、旅客船ターミナルのバリアフリー化の推移になります。こちらも鉄軌道駅同様に、利用者数が1日3,000人以上のターミナルのバリアフリー化の推移になります。東北における対象ターミナルがないため、こちらも全国のグラフになります。2020年度末の100%に向けて確実に整備が進んでおり、視覚障害者誘導用ブロックの設置につきましては約7割と若干遅れがありますが、段差解消は100%、障害者用トイレの設置につきましては約9割について実施済みとなっております。

10、11ページは航空機旅客ターミナルのバリアフリー化の推移になります。こちらも利用者数が1日3,000人以上のターミナルのバリアフリー化の推移となっております。東北における対象ターミナルが少ないため、こちらも全国のグラフなどのデータになりますが、2020年度末の100%に向けて確実に整備が進んでおり、9割以上で実施済みとなっております。11ページをごらんください。東北では青森空港、仙台空港、秋田空港の3施設となりますが、青森空港の障害者用トイレと秋田空港の段差解消が未改修となっている以外は全ての項目で100%という状況になってございます。

次に、車両関係になりますが、13、14ページをご覧ください。鉄軌道車両のバリアフリー化の推移でございます。2020年度末に向けて全国の総車両数の約70%に当たる3万6,400両を目標としております。全国的には導入率が71.2%、3万7,420両の推移ということで、一応は目標達成ということになってございますが、ここ東北におきましては、宮城県が100%となっているものの、そのほかは0%から20%の実施率となっており、東北全体として捉えても54%と、まだまだというふうな状況となっております。

15、16ページをご覧ください。こちらはノンステップバスのバリアフリー化の推移になります。こちらも鉄軌道車両同様に、全国の対象車両数の約70%に当たる3万5,000台を目標としており、全国的には56.4%、2万6,000台の進捗となっております。東北におきましては、山形県が64.4%と全国平均の56%を大きく上回る状況にありますが、一部では10%台のところもあり、東北の中でも比較的降雪の多い北東北とそれ以外の南東北では若干ばらつきが大きな状況となっております。

17、18ページをご覧ください。こちらは福祉タクシーの導入の推移になります。平成28年の1万5,000台から平成29年には2万台と、約5,000台大きく導入が進んでおります。これは、トヨタ自動車のタクシー専用車であるJPN TAXI（ジャパンタクシー）と呼ばれる車両が平成29年10月に販売開始されたということもあり、一気に導入が進んでおります。従前は全国での導入目標を2万8,000台としていたところでございますが、トヨタ車両の買いかえが

これから JPN TAXI の 1 車種になるということも考慮しまして、このたびの法改正に伴う目標設定を大きく上積みし、4 万 4,000 台の導入を目標としております。東北においては、福島県の 340 台を筆頭に着実に導入が進んでおります。

19、20 ページをご覧ください。こちらは旅客船のバリアフリー化の推移になります。こちらは全国の総隻数の約 50% を目標としております。現在、全国で 43%、289 隻の進捗ということですが、東北においては宮城が全国を上回る 52% になっており、東北全体では 31% の進捗状況となっております。なお、利用者数が 1 日 5,000 人以上の旅客船ターミナルへ就航する旅客船につきましては、東北においては該当ございません。

21 ページをご覧ください。こちらは航空機のバリアフリー化の推移になります。こちらは従前は全国での導入目標を 90% としておりましたが、実施率が 97% と既に目標を達成したということもありまして、福祉タクシー同様に目標設定を上積みし、100% の導入を目標としてございます。

次に、23、24 ページをご覧ください。こちらは公園の目標でございます。対象とする公園の約 60% を目標としております。東北においては、園路及び広場、駐車場については全国平均を若干下回っているものの、トイレについては全国平均を上回っております。

26、27 ページをご覧ください。こちらは路外駐車場のバリアフリー化の推移になります。こちらの目標は約 70% としており、ご覧のとおり現実には右肩上がりの状況となっております。現在は 63% の進捗状況です。東北においては岩手、宮城が目標をクリアしており、東北全体としても全国平均を若干下回る程度というふうな状況になってございます。

次に、バリアフリー基本構想の作成状況のお話ですが、資料 7 をご覧ください。今現在、全国における基本構想につきましては、303 市町村において作成されております。全体の市町村数で割りますと作成率は約 2 割ということになっております。ただし、人口の規模が比較的大きい市・区で見ますと作成率は 3 分の 1 となっており、そのうち政令市・中核市・特別区につきましては 8 割以上となっております。総じて言えますことは、都市部における策定は進んでいるものの、非都市部における策定がなかなか進んでいないということが言えます。

2 ページをご覧ください。地域別の基本構想の作成状況でございます。全国の 303 市町村のうち、東北は 12 市町、作成率にして 5.3% と、全国的にも非常に少ない作成率となっております。直近の作成といたしましては宮城県の松島町が昨年度作成しております。一言付け加えますと、基本構想を作成するのは自治体ではございますが、生活関連施設や経路を利用する、いわゆる利害関係者ご自身が作成の提案を市町村に対して提案するというような制度もございます。東北運輸局として様々な場において策定支援をして参りたいと思っております。

続きまして、資料 8 をお願いします。建築物の委任条例の制定条例になります。こちらは、地方公共団体が条例を定めることによって、バリアフリー法に基づく義務づけの対象となる用途の追加ですとか、規模の引き下げといったものができるというふうなものの一覧になってございます。独自の条例制定を行っている地方公共団体が 1 ページの下にあります。都道府県レベルで岩手県と山形県というふうな自治体を含む 14 団体、市区町村レベルでは 6 団体ございます。2 ページに全国の条例制定自治体とその義務づけ対象の詳細を紹介しております。

次に、資料 9 になります。こちらは東北運輸局の取り組みになります。ソフト面からのバリアフリー化ということで、国土交通省としまして、バリアフリー教室の開催ですとか公共交通



事業者等の接遇向上に向けた取り組み、あるいは各種パンフレットの作成、トイレやベビーカーの利用円滑化のためのキャンペーンなどを実施しているところでございます。

大変恐縮ではございますけれども、時間の関係もございましてので全ての説明は省かせていただきますが、1点だけ紹介させていただきます。東北運輸局及び東北地方整備局におきましては、特に力を入れて行っておりますのは2ページ目に掲載しておりますバリアフリー教室でございます。車椅子、視覚障害者、聴覚障害者、高齢者などの疑似体験や、それぞれの方々をサポートする介助体験などを通じて、高齢者や障害者の方々が日ごろ感じていらっしゃる不自由さ、あるいは不安などを実際に体験して、どのようにお手伝いしたらよいかということを考えていただく機会としてのバリアフリー教室を、東北各地の小学校や旅客施設、商業施設などで開催しております。昨年は、私ども職員が直接関わったもので実施回数にして37回、参加者延べ2,338人に対して実施しております。

以上で議事の③から⑥まで一括で説明させていただきました。

#### 【岡会長】

ありがとうございます。資料5から資料9までかなりいろいろな情報が織り込まれております。

まず一番初めに、残りの時間を皆様からのご意見とかご提案というものを伺うに当たり、まず1つポイントに挙げておきたいことがございます。資料2でお配りしました、東北分科会の設置の中の2に役割というものがございます。資料2の分科会の設置についての役割です。ここに挙げています3つの項目、これを、今の資料の説明をもとにして、例えば円滑化の進捗状況について説明がありました。それに関して、こういったところがちょっとわからないとか、こういうところはどなのだということとか、今までのいろいろな取り組み、特に先進的な取り組みがどういうところで、どういうことをやっているかという、そういった情報の提供ということもこの場でしていただければ非常にありがたい。その状況を共有することによって、先ほど事務局でも申し上げていたとおり、全国10ブロックそれぞれ地域の特性というものを生かした提案が、恐らくなされるのだろうというふうに想定をしております。10ブロックそれぞれ地域の特性というものが、多分上のほうに上げられていくだろうということも推測されますので、東北特有の、先ほど事務局からも少し出ましたけれども、積雪寒冷地における取り組みもしくは課題、それから、全国どこでも言えるかもしれませんが、特に高齢化に伴って移動弱者、交通弱者と言われるようなこと、それから東北の場合ですと、3.11の東日本大震災等ございましたので、そういったことの取り組みから得られた経験等を踏まえまして、我々の役割というものについてちょっと考えながら、これから具体的に皆様のご意見とかご質問等を承りたいと思っております。

こちらからまず皮切りに誰ということ質問していただくと、その次、その次というふうに行くかと思いますが、まず私が一言ご質問したいなとか、挙手があればその方をお願いしたいと思っております。どなたかいらっしゃいますか。まずご発言するときにお名前と団体名を教えてください。お願いいたします。

#### 【山形県精神保健福祉会連合会 渡部委員】

山形県精神保健福祉会連合会の渡部と申します。県の家族会の連合会です。私、会長といっても就任して1カ月ちょっとですので、右も左もわかりません。ただ、以前から懸念していた

ことで発言したいと思います。もしこの国土交通省の会議の場で似つかわない発言であったらお許してください。

資料5の1ページ目の4、心のバリアフリーの推進と書いてありますけれども、私ども精神福祉にとって一番懸念されることは、JRで他の身体障害、知的障害と違って精神障害は障害者手帳の割引がないんです。ずっとないんです。それでずっと今までお聞きしてきましたけれども、心のバリアフリーといっても、差別されると本当に精神的なバリアフリーにはなっていないように思うんですけれども、もし場違いな発言でしたらお許してください。ありがとうございます。

【岡会長】

ありがとうございます。まず、今の件に関しましては制度的な問題ということのご指摘だと思います。まず事務局からこれに関して説明をお願いします。

【東北運輸局 荒関課長】

乗車料金の割引についてですが、実は国土交通省といたしましては、各種公共交通事業者の皆様が割引制度の導入についてのお願いというものはさせていただいてはおりますが、各事業者の方の判断によって、例えば身体、知的までとか、身体だけとか、そういうふうな割引に差異があるという事実はあるようです。

ただ、あくまでも事業者の方の割引制度ですので、必ずしも国土交通省として「強制」などできない部分がございますので、そういうお話があったということは事業者の皆様にはお伝えさせていただきたいと思います。

【岡会長】

伊藤委員。

【秋田県身体障害者福祉協会 伊藤委員】

秋田の伊藤英紀と申します。先ほど会長さんがお話ししましたこの東北分科会の設置、それから委員の名簿、それから運営規則、これ等についてはこの会場で決めることはなかなか大変だと思いますので、あと本部のほうの差配にお任せしますので、何とぞよろしくお願ひしたいと思っています。子細については、ここは非常に細かいことのいろいろな話も出て決まらないと思いますので、その点については進めていただきたいと思います。

それから1つ、個別的なお話でございますが、基本的に移動等の円滑化、これが一番大きな目標でございますが、私、常日頃思っていることでちょっと心情をお話ししたいと思います。信号機についてです。これですが、皆さんもご承知のことと思いますが、昨年、東京都の駒込で、横断歩道をですね、24時間の信号がついているんですよ。それが地元町民の反対で8時から6時まで鳴らないようになっておったと。そこを朝も早く出勤したサラリーマンの方が午前5時ごろ通ったときには、信号機が鳴っておりません。そこで自動車にはねられて亡くなったと。本当に共生社会の中で命ほど大切なものはないと思いますよ。それをですね、地元のある一部の発言によって信号機が遮断されていて音が出なかったと。これは本当に全くこの共生社会の中で一番大切なものが失われているのではないかと思いますので、この点ひとつ委員長さんからご発言をお願いいたします。

【岡会長】

今の問題は、私もこの間ニュース等で知りました。それ以前にも信号機に関しては、特別支

援学校の周辺は、やはりそういった信号機が新しいものにかえることによって、移動に伴う危険性が増えているというのは、かなり前から指摘をされていたことです。普段、日常の中でそういった声がなかなか届かないということも、これは昔から懸念されることですので、こういう部会を通じて、これも全国的な問題として捉えられると思いますので、事務局ではこういった意見もあったということで本省の委員会等にもご進言いただければ非常にありがたいなと思われれます。「よろしく願います」の声あり）ありがとうございます。

限られた時間なので、ここだけはどういうことでお話ししたいなということがございましたら積極的に手を挙げていただければ、はい。お名前と所属をまずお願いいたします。

**【全国脊髄損傷者連合会山形県支部 小林委員】**

全国脊髄損傷者連合会山形県支部の小林光雄と申します。脊髄損傷者連合会という名前のとおり、ほとんど90%以上が脊髄を損傷して車椅子で生活している団体であります。

私がまず質問したいのは、基本構想を作成している自治体が山形県では2カ所、山形市と南陽市の2カ所です。それも、南陽市については平成15年、山形市についても平成20年に基本構想をやっている。そのほかの自治体では全くやっておりません。全国で300ぐらいしかやっていないなんていうこと自体が極めて少ない数字ではあるんですけども、そこまで関心がなかったのか、それとも金銭的なことがあったのか。これからぜひ、私は鶴岡市に住んでいるんですけども、駅前なんか極めてバリアだらけで、駅の駐車場しかありませんし、公共の駐車場はありません。非常にもうバリアだらけで、私、今鶴岡市にこれから提案しようとはしているんですけども、このように本当に地方はまだまだ遅れています。

実は、我々の全国大会が、去年石川でやって、実は終わったばかり。この間、22日から24日、山形市で行いました。その前、平成18年にも実は山形県でやっているんですけども、幸いにして山形市がこの基本構想で、駅前周辺に本当にエレベーターを多く設置してもらったり非常に歩きやすく、動線的には非常によくなっています。そういうこともあって、基本構想についてはぜひ、ここにおいでの方皆さん、各自分の住んでいるところに行ったら進めてほしいと。その内容についても、国交省さん、整備局さんもそうですけれども、ぜひ問い合わせしてもらったらいかがでしょうかということですよ。

とにかく我々、公共交通機関を使って来ることは、極めて鶴岡からでは難しいです。ノンステップバス、山形県がすごく普及率は高いといいながらも、ここまで来る高速バスも非常に厳しいです。そうかといって、陸羽西線、陸羽東線経由で来たら何時間かかるかわからないような、非常に交通の便は悪いです。そのほかにも、新幹線についても山形新幹線は車椅子の人、グリーン車1人、それから普通車1人、2名しか乗れません。それから、乗っても非常に狭くて、長時間本当に耐えられないほどというふうに聞いています。ぜひ、ここにJRさんの方おられるかどうかあれなんですけれども、座席を外すとか何かの手だてをしてほしいなと思います。とりあえず以上です。

**【岡会長】**

ありがとうございます。バリアフリー基本構想に関して、先ほど事務局からご説明があった中で、マスタープラン制度というのが新しくできました。そのマスタープラン制度の利用促進というものからまず入っていただければありがたいとは思っておりますので、その辺も含めて、事務局、マスタープランと基本構想との関係性も含めてご説明をしていただきたいと思います。

【東北運輸局 荒関課長】

まず基本構想でございますけれども、こちらは、例えばここをどうしてもバリアフリー化を進めたいという具体的な事業とかそういうふうなものがある場合には、そちらをつくってやっていけばいろいろな面でメリットはございます。ただし、事業をやるということが逆に各関係事業者間を縛ることになるのでなかなか協力を得られないということで、基本構想がなかなか進んでいないというのが本音のところですよ。

そういったところを解消するべく、今回できたマスタープランと申しますのは、事業を書き込まなくともいい。その都市の、将来こういう方向でバリアフリー化を進めていきたいんだという目標を定めて制度化するというので、事業を書き込まなくともいいと。ただ、事業を書き込まなくともいいかわりに、その目標としたエリアについて何らかの形で、例えば鉄道事業者さんですとか、バス停をつくる道路管理者ですとか、商業施設をつくる方々がてんてんばらにバリアフリー化をしていったのでは、ひょっとしたら、一つ一つはいいものができても、それがつながらなければ何の役にも立たないという場合も考えられますので、そういったエリアの中で各事業者さんが、マスタープランを持った市町村に対して、私どもはこういう事業をこれからしたいと思えますというふうなことを申し出る義務を課すことができると。あとは、市町村がやりたいと思っているエリアについて、どういう建物とか施設があるのかということをお調べすることができる法的な裏づけが得られるというものでして、基本構想があるところに対して、その上書きでマスタープランという制度もかけることができますし、逆に、将来的には基本構想に持っていきたいんだけれども、まだそこまで町として熟度が上がっていないので、マスタープランという方向性を見出す方法でやっつけようというやり方もできます。

先ほど一番最初の説明の中でお話しさせていただいたんですが、皆様からよく相談を受けるのは、うちの市町村はなかなか腰が重くて動かないというお話があって、やってもらいたいんだけれどもうちの市ではなかなか動かないんだよねなんていうお話があるのは結構聞いています。ですが、マスタープラン制度あるいは基本構想というのは、必ずしも市町村が声を出してつくるというものではなくて、その利用者、障害をお持ちの方、あとは高齢者がよく利用する経路とか、そういうふうなものを使う利害関係者が自らこういう制度をやっていきましょうよと提案する制度もございますので、そちらの制度もご利用いただいて考えていただければと思っております。ただ、現在のところ東北では、利用者のほうから提案された制度というか、マスタープランなり基本構想制度というのは現実にはないのが実態です。

【岡会長】

ありがとうございました。今事務局から話してもらった一つのポイント、利害関係者から提案してできるので、構想自体は難しいんですけども、マスタープラン制度というのは非常に使い勝手があるだろうとも思われますので、ぜひ団体の皆様にはその辺を、事務局、東北運輸局等との連絡をとりながら実現させていただければありがたいかなというのも1つございます。委員のほうはそれでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

続きまして、どなたかまた挙手がございましたら、よろしく申し上げます。

【認知症の人と家族の会福島県支部 芦野委員（代理）】

認知症の人と家族の会の芦野と申します。今日は代理で参加させてもらっているんですけども、まずこの統計というか数値の状況ですね。これが3,000人利用者ということについての

数値だということで、私も郡山市に住んでいるので、比較的大きな地域ではあるんですけども、ただ、少し離れたところに行きますと、やっぱり駅とかバスとかの便というか、その環境というのは全くぴんとこなかったということもありますので、それが1つ感想です。実態がなかなか、やっぱり首都圏とかそういったところとは違った感覚になってしまうのかなというのがございました。

それから、今認知症関係では、「認知症バリアフリー」という言葉がこの前、厚生労働大臣から発言があるなど、そういった動きも出ています。これは、認知症の施策推進大綱というのが今用意されつつありまして、認知症の基本法というのも次の国会あたりに提出されるというふうな動きがあって、認知症の人あるいはその家族が安心して暮らせる社会の実現ということでこういった動きもあります。こちらは厚生労働省のほうで力を入れているということなんですけれども、そういったところとの情報交換が一体どの程度されているのか。今回の国土交通省さんとの連携というのが、今後どう絡んでくるのかというのが少し気になるころではございました。

それからもう一つですけれども、私の住んでいる郡山市は日本大学の工学部がございまして、そちらでバリアフリーというか、ユニバーサルデザイン的な住宅とかの研究とかもかなりしておりまして、自分もこういったところに住んでみたいなといった発表とかもございまして。そういったところの専門機関の、今回大学の先生がお二人参加されていますので、バリアフリーについて研究機関の横のつながりというのが、今全国的にどうなっているのかというのも少し知りたいころではございました。以上です。

**【岡会長】**

ありがとうございました。1番目は感想ということでしたので、2番目にお話がありました厚労省との関係と申しますか、国交省と厚労省との関係について事務局のほうで、ここで話しできる点と、今後どういった形で関係性が築かれていくのか。推測の域というところしかないかなとは思いますが、事務局にお答えしてもらいます。

**【東北運輸局 荒関課長】**

正直なところ、今のところ厚労省さんの取り組みについてのお話は現在のところ承知しておりませんが、恐らく本省を通じていろいろな情報の展開があるのかと思っております。そういうふうな情報がありましたら、東北における関係機関とも連携しながらバリアフリー化に努めてまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

**【岡会長】**

補足しますと、今までバリアフリー関係は国交省が主体的でしたけれども、最近、厚労省との連携があって、厚労省とのつながりも明らかに密になってきているというのは、ホームページ等を見る限り、また具体的な政策に関しても徐々に反映されてきているというのは、個人的にもそういった感想がございまして、認知症関係についてもその点を踏襲していこうなという考え方もできるのではないかなというのが1つございまして。

あと、3番目にございました大学の研究機関の横の連携とかという話になりますと、石井先生が、工学部の関係ということからどうなのか、あとは東北の中の連携に関して、もしご存じであればお話をいただきたいなと。

【石井会長代理】

東北工業大学の石井でございます。私、建築分野で教育をしております。例えば大学の建築教育では、もはやバリアフリーやユニバーサルデザイン、まちづくりにおける少子高齢対応の視点を盛り込んだ設計や計画というのは欠かせない非常に大事な視点ですので、どの大学でもそれにかかわる教育は行われていると思うんですけども、大学間で横のつながりがあって、そういう情報が一つのものにして発信できているかという、なかなかないところもあります。あとは、日本建築学会など建築に関わる学会や諸団体もあり、関連する活動を行っていますけれども、まだまだ情報発信の面で十分ではないところもあるかもしれません。

ただ、今お話しいただいたように、やはり建築に限らずこのようなことを教育の中でやっていくことは非常に大事だと思っています。小中高校生、大学生を含めて、例えば今日の資料にあるような現状をしっかりと知るといっても、自分の地域を知るといって意味では非常に大事な情報だと思うんですね。教育も含めて、さまざまな分野でこれは活用できるような資料だと思うので、このような情報を積極的に発信し、教育の中で活用していくことも大切だということを感じたところでございます。

【岡会長】

ありがとうございました。よろしいですか。お名前と所属を教えてください。

【岩手県障がい者スポーツ協会 藤井委員】

岩手県の障害者スポーツ協会の藤井と申します。今、厚労省さんとの関係のお話が出ましたが、実はこの移動手段にかかわらず、障害者差別解消法の県条例化、それから市町村条例化がどんどん進んでいると私は認識しておりますが、これらとの関連については今どのようにお考えになっておられるか、ちょっとお尋ねしておきたいと思います。

【岡会長】

障害者差別解消法といいますのは、事務局にお答えしてもらう部分と、あとは、たまたまこちらの阿部委員もそういった法律の制定にかかわっておられたので、その辺も意見を伺おうかなと思います。まずは事務局のほうで今の藤井委員のことに対して。

【東北運輸局 荒関課長】

障害者差別解消法は内閣府所管の法律ということになりますし、私どものバリアフリー法は移動等円滑化に関する法律ということでございまして、全く関係がないということではございませんが、とりあえずのところは移動等円滑化に関するものということでお話しさせていただいて、本日の会議もそういう立てつけになってございます。具体的に障害者差別解消法とここは関連してくるよというのはこの場では難しいかなというふうに考えております。

【岡会長】

阿部先生のご意見は。

【仙台市障害者福祉協会 阿部委員】

うまく答えられるかどうかわかりませんが、仙台市障害者福祉協会の阿部といいます。障害者差別解消条例ということでの話でしたけれども、障害者差別解消法の周知を図るためにも条例はとても大事だと思いますし、そもそもその前に、障害者の権利条約が2014年に締結されたことにさかのぼると、言ってみますと、私たちのことを私たち抜きに決めないでというスローガンのもとに当事者の役割はとても大きくなってきました。恐らくそのことが今日の会議で

も当事者を過半とするとなっているのだと思います。そのような中、例えば仙台市で条例づくりの取り組みも含めて、条例ができたことで、地下鉄を整備するときに私たちのことを私たち抜きに決めないでということで、障害がある立場のニーズを大事にする取り組みが行われています。合理的配慮というのはご承知のように、例えば列車とホームに段差があつて隙間があるから、携帯用のスロープを駅員さんが持ってきて、それから降りる駅でも準備してから乗車するというので、それはとても大事なことですけれども、いつでも乗車や下車ができるわけではありません。そこで、車いす利用者などの声をもとに地下鉄東西線では最初から段差やすきまをつくらないように整備されました。この会議場には私以外にも当事者として一緒に活動した人もいますし、仙台市の行政の方もおりますし、事業者である仙台市交通局の方も出席しています。交通局の方に説明していただければと思いますが、多くの関係者の声を反映して、最初から、仙台市の地下鉄東西線のときには整備開始時から当事者が何度もかかわる機会を得て、列車とホームには段差がない、隙間がない地下鉄が整備できました。私よりもここに仙台市交通局の次長さんがいらっしゃいますので発言していただければと思います。私たちの声を受け止めていただけてきたということはとても大きいことだと思います。

今、藤井さんの質問に関係するということであれば、新しく整備するときにはバリアフリー法、先ほど課長さんからも説明いただきましたけれども、新規整備のときにはバリアフリー法が対象になります。条例との関わりでちょうどタイミングよく取り組むことができた例を話させていただきました。やはり当事者の意見が大事だという姿勢をもとに取り組んだことが、とても良い結果をもたらしたと考えられます。仙台市の条例づくりの中から、行政もそういう意識で取り組んでいただいたということで、そういう答えでよろしいでしょうか。できれば、仙台市交通局さんが出席しているので。

**【岡会長】**

この場合は、やはり先進的な取り組みの情報共有ということも先ほど申しあげましたので、今阿部委員からもお話しいただいたように、仙台市の交通局の東西線とか南北線を含めて、仙台市の委員の方から、高橋委員ですか、ちょっとお話しいただければありがたいと思います。

**【仙台市交通局 高橋委員】**

仙台市交通局、地下鉄を担当しております高橋と申します。今、阿部会長様からお褒めの言葉をいただきましたけれども、私どもの地下鉄東西線に関しましては、今ご紹介いただきましたとおり、東西線建設の初期から障害者関係の団体の皆様とともに、さまざまな意見を頂戴しながら利用しやすい地下鉄をつくってまいりました。その辺の詳細な資料、できれば次回ご紹介させていただきたいと思いますが、地下鉄のホームと車両の床面の高さはほとんどフラットで、隙間もほとんどない状況になっていますし、エスカレーターやエレベーターも各駅2カ所ついています。そうしたことから、特に車椅子でご利用されるお客様は、ほとんど一人で地下鉄の駅の入口から列車に乗って、降りた後地上に出ることが可能なつくりになっていまして、こうした点が先進事例ということで国から表彰もいただいているところでございます。おかげさまで地下鉄東西線は車椅子でご利用されるお客様が相当増えていますので、こうしたことを今後、30年前に建設しました南北線の改良にも生かしていきながら、さらにいい、ご利用していただけるような地下鉄にしていきたいと考えています。

【岡会長】

ありがとうございます。可能であれば事務局経由で皆様に今の情報を、公開されているものでも構いません。共有というところから配信していただくとありがたいかなと思います。事務局、よろしく願いいたします。

【東北運輸局 荒関課長】

承知しました。

【岡会長】

限られた時間で、皆様からいろいろと意見を伺いたいと思っております、ユニバーサルツーリズムとか観光というところも非常にこれから東北の場合は重要になってくると思います。そこで、関係する団体、お二方呼んでいらっしゃいますので、加藤委員と佐藤委員から、今観光を視点としたユニバーサルツーリズム、それを踏まえて情報提供がありましたらご意見等を含めて伺いたいと思いますが、よろしいですか。お願いします。加藤委員。

【山形バリアフリー観光ツアーセンター 加藤委員】

こんにちは、山形バリアフリー観光ツアーセンター代表理事の加藤と申します。よろしくお願い致します。これまで、例えばこうした障害者、高齢者の方々の移動円滑についての話し合いとなると、どうしても生活を中心とした移動に焦点を当てた部分が基本的に考えられて、整備を進めるところがほとんどだったのではないかなと考えます。私たちも2014年からバリアフリーの啓蒙活動をさせていただいており、当初は福祉視点での取り組みということで、行政に働き掛けを行ったり、交通関係の事業者の方々に、例えばリフト付き観光バスや、ノンステップバスの導入をお願いしても、前向きな回答が得られず生活を中心としたところから進めるのはなかなか難しいなと考えております。どうしても事業所の方からすると、補助があっても導入するメリットがないと難しいと考えます。

そこで、例えばバリアフリーに、観光という視点を組み込むことによって、一般の利用者の方々のほかに、観光で国内外からいらっしゃる方々も含めた4～5人のマーケットがあり移動の円滑のために車両を導入していただきたいとお願いすると、前向きに検討、導入していただきやすく、活動にも賛同していただきやすい状況があります。

2016年から弊社でも、山形バリアフリー観光ツアーセンターとして、山形県内のバリアフリー観光の推進を山形県と観光庁、地元の観光、旅行会社と連携をさせていただきながら進めさせていただいており、山形県の南陽市では南陽スカイパークから車椅子によるパラグライダータンデムフライトの体験ができる、日本で唯一の取り組みが全国から高い注目を集めております。こうした取り組みによって、県外や海外からも訪れてもらえるようになり、利用者の数が次第に増加し、観光地がどんどん潤っている状況です。

昨年の2018年の4月には、海外のデンマークから修学旅行生35名を受け入れたという実績もあります。35名の生徒のうち、障害者の方々が11名。そのうち車椅子ユーザーの方が7名。先ほど脊損会の小林会長からも話がありましたが、JRの山形新幹線の車椅子の指定席が2席しかないというところで、デンマークの修学旅行生35名は、最初乗車拒否をされました、35名移動するのに、1便ずつ2人ずつ乗車をし、四、五回に分けて山形に移動してください。というJR側からの説明でしたが、ヘルパー数名で1名の障害者の方を対応しているので、そもそも分けて移動することは、現実的に不可能であり、何とか一括で移動を対応していただいたこ



ともありました。全国でバリアフリー観光を進めてくるにつれて、利用される方が、1人2人だけではなくて団体で来られる方も非常に多くなってきているという現状であります。そういったところも、やはり観光という分野を視点として進めてきた結果さまざまなメリットがあります。

こうした先進的な取り組みが高く評価され、今年スポーツ文化ツーリズムアワードということで、文化庁、スポーツ庁、観光庁からの表彰もいただきました。この分科会を中心として東北のバリアフリー観光が進み、東北6県の取り組みを全国に発信していくことによって、さらに加速を続けていきたいと考えております。以上です。

**【岡会長】**

ありがとうございます。もう一方、佐藤委員、お願いします。

**【ふくしまバリアフリーツアーセンター 佐藤（由）委員】**

ふくしまバリアフリーツアーセンターの佐藤と申します。観光の面からいきますと、去年福島では、神戸から100キロを超える電動車椅子4名の方に付き添いの方それぞれ2名ずつついて12名の方がいらっしゃったんですが、福島まで来るのにもやはり東北新幹線3編成に分かれて乗車してきてくださいました。やはり100キロを超える電動車椅子は乗れる座席が少ないので分かれて来るということ、そして福島に着いてからはレンタカーなんですが、福祉車両のレンタカー4台貸し切りまして、1人に1台という感じで4台が連動して観光したという経験があります。

なので、福祉車両、観光の面でいう場合、まだまだ公共交通機関は乗る機会もなかなか難しく、ノンステップバスも大型しかなくて、そこまでの人数じゃない場合に大型が出せなかったりとか、車両の金額も高くなるということで、そういった場合レンタカーの利用もいいと思うんですが、レンタカーを増やすということもこれからの観光には必要なのかなと思います。

あと、昨年、あづま総合運動公園で日米ソフトの大会があったときにノンステップバスを出したんですが、普段車いす利用の方が乗られていないということで、スロープを出すのに手間取って時間がかかったりということもあるので、車両の台数確保、イコール、取り扱いのことも皆さんの運転手さんもスムーズにできるように、そのときには、障害者団体とか皆さん勉強のためには出向いて、どういうふうにやったほうがいいということも一緒に勉強することは可能ですので、お声かけいただいたらと思います。そういった車両の整備と心のおもてなしの面とあわせてお願いできたらと思います。以上です。

**【岡会長】**

ありがとうございます。今お話の中に出ていましたように、事業者、我々も含めた職員の研修制度というのが非常に重要になってきており、仙台市のバスの場合だとかなりスムーズに、うちの大学は学生が車椅子に乗るので、時間を計ると短時間で終わるというスムーズさがわかります。事務局にそれを踏まえて、今後バリアフリー教室を行う場合に、従来の小学生とかそういった教室以外に、今言ったような多様な対象者の研修のプランというものは今後どのようにやっていくのかという点を踏まえて、案等がございましたらお答えしていただければありがたいなと思います。

**【東北運輸局 荒関課長】**

バリアフリー教室ですけれども、資料9の2ページ目をご覧いただきたいんですが、ほとん

どが小学校ということになってございますが、実は昨年山形市におきましてタクシーの乗務員向けのバリアフリー教室を開催してございます。これは、福祉車両ですとかさまざまな車椅子を載せることが可能なタクシーを各タクシー会社さんに持ち寄っていただいて、あるいはトヨタさんが商品としてのJPN TAXIを持ち寄っていただいて、どのタイプのタクシーの場合はこういう乗り方ができるとか、そういったことをタクシー乗務員に対して私どもと山形県の社会福祉協議会の方々と一緒に研修をしております。そのほか、岩手県ではバスの乗務員向けのバリアフリー教室も開催してございます。ただ、実数としてはまだ少ないという状況になっておりますので、タクシー会社さんあるいはバス会社さんと連携しながらそういった機会を増やしていきたいと思っております。あとは、まだ実現してはございませんが、一応ホテル関係者ですとか旅館関係者の方々と一緒にバリアフリー教室も開催していきたいということでは考えてございます。以上です。

#### 【岡会長】

ありがとうございました。ついこの間、新聞の情報なんですが、盲導犬協会さんが研修として、JRさんが場所を提供して乗り方の研修が行われました。実際にユーザーさんとして乗る、その一連の動作を含めてJRさんの協力というのが目につく記事もございました。今後とも関係者をいろいろ巻き込みながらバリアフリー教室を開催してもらえれば、非常に効果は期待できるのかなというのはございます。ありがとうございます。

いろいろ団体の方々が委員として来ているので、逆にこれからこちらのほうで上から順番にご意見を伺いたいと思います。青森の和田委員のほうから何かご意見、ご質問等ございましたらお願いしたいと思います。

#### 【自立生活センター青森 和田委員】

青森の自立生活センター青森の代表をしております和田です。先ほど手を挙げそびれたんですが、当団体と青森県には2カ所の自立生活センターがございまして。青森県で今、最新の駅が青森市にできたんですが、そこが無人駅なんです。それについて私たちの仲間が青森の運輸局に問い合わせをしているんですが、全く相手にしてくれないという状況です。これはやはり私たちが地域でひとり暮らしをして、そして介助者がいない場合でも駅を利用するとき、無人であるとやはり使えないというところに対しての対応はどのようなお考えでいるのですか、という問い合わせをしているんですが、なかなか相手にしてくれないという状況でした。このところはこの会の内容に当てはまるのかどうかはクエスチョンなんですけれども。

あとは、今日いただいた資料の中に、青森県のJPN TAXIの台数は結構いい数字で載っていますが、これは、やはりうちの仲間たちが利用した結果、乗って発車するまでに30分かかるといのが毎回ありまして、それで、最近トヨタさんのほうでも構造を変えて新しいJPN TAXIとして直しているという話なんですけれども、まず、現状として台数だけで判断するのはちょっと危険だぞと思います、数字だけで。数字は高くても、それをどう利用できているのか、スムーズに利用できているのかというのは、現在その場所で利用している人の声を聞かないと実際のところは見えてこないということがあると思います。

あとは、鉄道に関しても、駅ですね。先ほどの無人駅の話もそうですが、今、青森市の在来線の駅の改修、新しい駅をつくるということで、この前、私たちの意見を取り入れてもらう話し合いがあったんですが、その場でもかなり市民の皆さんが激怒してしまっていて、もうでき

上がってしまっているところに意見を言って何が変わるんですかというようなですね。意見をその場で言うために集まったんですが、言ったとしても、予算が決まっているんですということで取り入れてもらえないということが結構あるんですね。そういうこともあるので、全体でこういうふうな話し合いをするときは、やはりどこまで自分たちの声が反映されるのかというのが見えてきづらいところがあるので、ぜひそういうところも含めてやっていただきたいなと思います。以上です。

【岡会長】

ありがとうございます。今の中で事務局からお答えできるようなことはございますか。

【東北運輸局 荒関課長】

申し訳ありませんが、青森の新しい駅関連のお話は伺っていなかったものですから、ここでお話しできるようなものを持ち合わせておりません。

あと、JPN TAXIの数が上がってもというところですが、これは先ほど福島のバリアフリー観光ツアーセンターの佐藤様からお話があったように、恐らくは乗務員の車の扱い方ですとかそういうふうなことに起因して利用される方が不便を感じていらっしゃるのではないかと思います。私、先ほどバリアフリー教室の中で山形の乗務員向けの教室のお話をさせていただきましたが、私も行って、JPN TAXIってどうやってやるのか実際に乗務員役をやってみたんですが、結構難しいかなと感じました。ですので、やはり乗務員の方も一、二度ではなくて、常に使えるという状態になるように訓練しておく必要があるのかなと思いますので、そういう意味でもバリアフリー教室ですとか研修活動を充実させていきたいと思っておりますので、その辺はこれからということで見たいと思います。

【岡会長】

和田委員、よろしいですか。ありがとうございます。では、浅利委員からご意見を。

【青森県ろうあ協会 浅利委員】

青森県ろうあ協会の浅利と申します。よろしく願いいたします。資料を拝見させていただきましたけれども、少し疑問がありまして、国ではやはり2020年を目標に設定してありますけれども、2020年に開催するオリンピック・パラリンピックに向けて達成できるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

もう一つは、来年度の東京オリンピック・パラリンピックに向けて行動計画があると思うのですがけれども、終わった後、その後続けるのかどうか、その2点についてお聞きしたいと思います。2020年度が終わればそれで終わりなのかどうか、それとも継続するのか、お聞きしたいと思います。

もう一つは、私たちろうあ者の場合、体みたいに見えない障害ですね、表から見てわからない障害なので、代わりに手話という言語を使ってコミュニケーションを図って、社会生活しております。ユニバーサル社会推進法が制定されていると思うんですけれども、その中の目標の一つとして、あらゆる人々が生活しているそれぞれの分野の社会実現を目標にすると明記されています。それが本当に障害者の生活に関連、つながりがあるのかというのを考えていく必要があると思います。

もう1点ですが、手話を使うことを私たちはとても大切にしているんですけれども、手話を一般の人にも理解してもらうために手話言語法というものを制定しようと活動しています。国

に対してもさまざまな取り組み、働きかけを行っているところです。手話言語条例というものが今 260 以上の自治体で制定されておりまして、民間の事業者などでも手話の勉強などの機会が増やせるようにということで活動をずっとしてきました。大切なのは、バリアフリー教室の開催という話があったんですけども、その中で手話教室というものが入ってなくて少し残念に思いました。なので、手話教室もバリアフリー教室の一環として含めていただければと思います。手話のマーク、筆談しますよというマークなども今普及していると思います。難聴者も今日参加していらっしゃるんですが、手話のマークや難聴者のマークも普及していただきたいし、実際にそういったマークがあるということをもっと知っていただきたい。そこから支援が始まっていくのかと思います。以上です。

【岡会長】

ありがとうございます。事務局から回答等お願いいたします。

【東北運輸局 荒関課長】

2020 年の目標を達成できるのかということがまず 1 つ目のお話でしたが、達成できるように頑張っていきたいと考えておりまして、私どももそうですし、各事業者さん、それから各施設管理者さんにおかれましてはそれに向けて頑張っていただけたらと思ってございます。

次に、2020 年以降どうなるのかというお話ですが、具体的な話はまだ出てございませんが、本省とお話ししている中では、これからいろいろと検討していくことになるんだろうなというふうなお話は伺っております。ですが、まだ具体的にいつごろどういう形でというふうなことはまだ見えていないと聞いております。

あとは、バリアフリー教室等の中で手話教室とかそういうものも考えてほしいということでしたが、どういう形でできるのかということも含めて考えさせていただきたいと思いますので、その際にはご協力をお願いしたいと思います。

【岡会長】

残る委員の方にもご意見等を伺いたいのので、名簿の順番からいきます。川村委員からお願いしたいと思います。

【日本オストミー協会岩手県支部 川村委員】

日本オストミー協会の川村です。オストメイトとは、病気とか事故が原因で腹部などに排泄のための開口部人工肛門・人工膀胱口をもつ人たちの団体で、日本オストミー協会と申します。

今日も私、新幹線で盛岡からこちらに入ったわけですが、東北新幹線、それから東海道新幹線、それと北陸新幹線、オストメイトが使える新幹線がないのは東北新幹線だけです。E5 系新幹線は便座の下から小さいノズルが 1 個出ているだけです。オストメイトマークはついておりますが、我々利用者とするところのようにして使用するのか考えさせられます。この製品については前から T O T O さんのほうには製造停止をするように依頼をしまいましたが、ようやくカタログからも消えました、他の新幹線は利用しやすいトイレが設置されていますが、東北新幹線はそれを使っただけです。なぜ東北新幹線は改善されないのか、オストメイトがどのようにして排泄処理を行なっているか理解されていない。オストメイトの生活実態を知っていただくことが大切だと思っております。先ほど来お話が出ていましたとおり、バリアフリー教室においてオストメイトに対する理解を深めていただくカリキュラムを考えて頂きたい。

それから、一昨年ですか、モビリティ財団でオストメイトマークが J I S 認定をされました。

その際にお聞きしたときに、表示 J I S 認定は 60% の認知度がなければ J I S マークに認定できないという話があったんですが、現実調べてみたところオストメイトマークに関しては 3% しか無かったようです。なぜ 3% で J I S の認定になったのですかとお聞きしたら、今から知っていただくために必要なマークであるという判断で、赤いヘルプマークとオストメイトマークが同時に設定されたとお聞きいたしました。

ぜひここでお願いしたいのは、オストメイトの生活実態を知っていただく講習会の開催を希望いたします。オストメイトにとって、より使用しやすいオストメイトトイレ設備がつくのではないかと考えておりますので、日本オストミー協会も協力させていただきます。

【岡会長】

ありがとうございます。施設管理者のほうは、2000 年からバリアフリー法ができて、さまざまな形で達成率を高めていくという目標も質の部分に転換してきているということがありますが、むしろ設備業者さんのほうの意識というか、製品をつくる側のほうももうちょっと向上を高めていく必要があるのではないかと。それが普及すればそういった問題も解消されるのかなと思われまます。この辺につきましても、この委員会が続く中でいろいろな情報を事務局側からいただければありがたいなと思っております。事務局には返さないで、次の委員のご意見等を伺うことにしたいと思います。

【日本オストミー協会岩手県支部 川村委員】

済みません、1 つだけ。私ども、駅に行ってオストメイトトイレはどこですかと聞くんですが、駅の方がわからない。ぜひそういう移動施設の管理者の方々にも知っていただきたい。以上でございます。

【岡会長】

よろしく願いいたします。菅井委員はおいでになりますか。

【みやぎ・せんだい中途失聴難聴者協会 菅井委員】

みやぎ・せんだい中途失聴難聴者協会の菅井です。聴覚障害者の立場からお話しさせていただきます。JR とか地下鉄とか新幹線とかを利用して、災害だったり事故だったり故障があったときに、駅内、ホーム、車内で音声放送でしか情報が得られないんです。我々、音声放送では情報が全く得られないので、見える形で、視覚的な表示機器を設置していただいて、電車の中でも何かあっても、電光掲示板みたいに流れるようなそういう情報があれば何かあっても安心ではないかなと思うので、そういう形でバリアフリーを進めていただきたいと思っております。

【岡会長】

ありがとうございます。いろいろな障害者の方々を得る情報の手段というのはさまざまです。視覚障害者の方であれば音とかと一般的に言われていますけれども、やはり情報のほとんど視覚から得るということがあるので、その辺の情報の手段というものも充実した形で普及をしていただければありがたいということになります。さまざまな事業・施設管理の方々にもお願いしたいと思います。努力はされていると思っておりますので、できるだけそれが形として見えるというようなところが、我々にとっても団体にとっても大事なことだと思っております。よろしいでしょうか。

続きまして、下山委員さんはおいでになりますか。

【宮城県手をつなぐ育成会 下山委員】

宮城県手をつなぐ育成会の下山です。先ほどの青森ろうあ協会の浅利さんのことなんですけれども、宮城県は手話が言語に今度条例化になります。これは私が今かかわっている県の施策委員会のほうでほぼ決定になると思いますので、その辺も皆さんやはり不自由していたということがあるので、これからも皆さんで。先ほども言ったように手話教室がないんですね、子供たちに。それで、幾ら言語だ、言語だと言ってもなかなか手話をわかってくれない人が現実に。そういう本人たちからの声がありましたので、学校でもその辺も、バリアフリーの車椅子とかそういうだけじゃなくて、手話のほうもやってほしいということですので、これからは子供たちにいっぱい教えてほしいなという気持ちでおりますので、よろしくをお願いします。

**【岡会長】**

ありがとうございます。先ほども事務局からいろいろなバリエーションで教室を開くということもございましたので、その点も含めてさまざまなプロジェクト、実態に合わせたプロジェクト等をよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、秋田の戸嶋委員、お願ひいたします。

**【秋田県老人クラブ連合会 戸嶋委員】**

秋田県老人クラブ連合会の戸嶋と申します。老人クラブといひますのはおおむね 60 歳以上の比較的元気な高齢者の方々の集まりということになるんですけれども、ただ、そうはいいましても、障害を持っていないがそれに近い方々もたくさんいらっしやいまして、そういった方々と一緒にいろいろと旅行したりということになりますと、いろいろと不便な点も多々気づくことがございます。

こういった東北の分科会のいろいろな代表の方々が集まって、非常に貴重なご意見を皆様からお伺ひする機会は大変な機会だと思ひているところでありますけれども、ただ、それぞれの県の段階におかれましてもこういったバリアフリーの会議というものがあるんだらうと思ひておりますので、そういったところでも私どもの当事者のほうからいろいろとご意見をを出していただくことになるわけでありましても、そういった東北それぞれの県の会議で出たようなご意見も、ぜひ縦の連携もとっていただきながらバリアフリー化をますます進めていただければ大変ありがたいと思ひているところでございます。以上です。

**【岡会長】**

ありがとうございます。県レベルだと、人にやさしいまちづくり推進委員会とか、岩手の場合は、20 数年前から行われておりまして、全県的、各部局横断的に、一般の方々（公募委員）も含めて、かなり大きい規模で継続して長期的に実施しそれなりの成果を得ております。こういったことが地道に行われれば、県単位もしくは市町村単位の抱えている問題も少なからず解消の方向に向かっているのではないかなと思ひます。これはそれぞれの県も同様の形で行われていると思ひますので、その辺も含めて今後の推移を見ていきたいと思ひます。事務局のほうから何かありますか。

**【東北運輸局 荒関課長】**

連携を進めさせてまいります。

**【岡会長】**

連携が大事だということで。運輸局さんのほうの連携も当然欠かせないことだと捉えております。

それでは、五十嵐委員はおいでになりますか。山形等を含めるとやはり雪とかの問題もございませう。そういったところでの意見等ございましたら。積雪寒冷地という特別の特徴を含めてご意見等いただければありがたいのですが。

【山形県婦人連盟 五十嵐委員】

私は天童市に住んでいるんですけれども、天童でも雪が多いものですから、でもひとり暮らしとかそういう高齢者の方に対しては間口除雪ということで、ことしから市で業者に頼んでくださって間口除雪をしていただいているので、その点では大分ひとり暮らしとか高齢者の方は利用しやすくなっているのかなと思っていますけれども、道路などと歩道の雪、除雪しますと歩道に雪を置いていくんですね。ですので、なかなか車椅子とか障害のある方は歩きにくくて、とても大変じゃないかなと思っていますので、除雪の仕方ですね。業者の方も歩道と道路との境目の除雪をもう少し上手にというか、どうかしていただければなと思っています。でも、住宅が密集しているところはなかなかそういうことも難しいのかなとは考えているところなんですけれども、その点、業者と行政でよく話し合いをして連携をとって、そういうところをもう少し考えてしていただければなと、そういうふうには思っております。

【岡会長】

ありがとうございます。事務局にも意見を伺いたいですが、やはりこういった除雪の問題は、東北、特に北3県にはあります。バリアフリーとの関係、どのくらいウエイトを置きながら、いろいろな形で助言していくのかということも踏まえて、ご意見を伺えればありがたいです。

【東北地方整備局 山本課長補佐】

東北地整の山本です。歩道の除雪は、今お話もございましたけれども、今現在、歩道除雪そのものを我々道路管理者がしっかりとやっているかということ実はそういう状況ではなくて、まず、車道のほう、車のほうを中心にやっているということがございます。一方で、歩道の分は全くやらなくていいのかということやはりそういうわけではなくて、そこは今現在地域の方々と、例えばボランティアサポートというような形で協定を結ばせていただいたり、そういったところにはこちらから除雪の道具ですね。物によっては人が乗って操作ができるような小型の除雪機といったようなものまで準備しているところもございますけれども、今の状況としてはやはり、これを言ってしまうと身も蓋もないんですけれども、予算の関係もありますので、地元の方々にお手伝いをいただきながらやらせていただいているというのが実際のところでございます。正直我々もちょっと頭が痛いところではあるんですが、一方で道路の除雪につきましては、極端な残し方をしないようにというのは気をかけておりますし、一方で、やはりうまいところ、下手なところというのがありますので、正直、青森などですと、オペレーターの方々が雪の下が見えなくてもどこにマンホールがあるかわかっていて、ブレードの上げ下げができたりですとか、あと私の経験ですと、山形も13号とかあの辺は本当にきれいに除雪をかけているというのがありますので、やはりそういったところも、我々道路管理する側としても業者とちゃんと指導も含めて連携しながらやっていくべきものだと思います。ちょっとなかなか上手な答えになっていないんですけれども、そういった状況です。

【岡会長】

昔に比べると、一方的に除雪お願いねというような考え方から、今はスノーバスターズとかいろいろな形で県外の人たちのボランティア活動とか、あとは今おっしゃっていただいたよう

に除雪機材とかを無償で貸してくれるということがあって、以前に比べれば信じられないほど進んでいるというのも事実です。生活環境が向上していければ、東北の積雪地の問題が少なからず前進するのかなという意見もあると思います。ありがとうございます。

団体さんの最後になりますが、福島県の阿曾委員からご意見等お願いできればありがたいです。

**【福島県視覚障がい者福祉協会 阿曾委員】**

福島県視覚障がい者福祉協会会長の阿曾幸夫と申します。視覚障害者の全盲の当事者です。

私1つ疑問に思うのは、各駅等、そういうところに3,000名以上の1日の利用者という数字が上がっておりますけれども、正直言って、私考えるには、3,000名というと、この東北の場合はそういう駅等は恐らく少ないと思います。関東地方とか都心部中心に考えますと多いかもしれませんが、東北地方とかあるいはほかの各地域において、田舎等そういうところでは少ないと思います。そういうところにおいて3,000人名以上という数字を使われると恐らく、例えばホームドア等をつけるとなったときには、いつになったらつくんだか、もう想像もつかないぐらい長い時間がかかると思います。実際私も福島市の松川駅から時々東北本線に乗ります。そうしたときに、電車は両数が違うんですね。ですので、いつも乗るところが違うんです。そして、今はほとんどワンマン電車というのかな、そういうものが多いので、実際にもうドアがどこかわからなくて乗り遅れたこともたくさんあります。ですので、地域によってその3,000名以上利用という数字をやはり考えなくてはならないのではないかと思うんですけれども、その点いかがでしょうか。

**【岡会長】**

これは事務局からまずご説明いただきたいと思います。

**【東北運輸局 荒関課長】**

本来であれば全ての駅をバリアフリー化するというのは当然のことだとは思いますが、いかんせん数もありますし、下世話な話ですが予算的なお話もありますので、まずは3,000名以上の駅についてということでバリアフリー化を進めてさせていただいていると。もともとは5,000名以上の駅というくくりであったんですが、それを強化しまして3,000名ということになってございます。

今後はこれからの目標はどういうふうに変わっていくのか、見直しがあるかもしれないということをお話させていただいたんですが、3,000名にこだわることなく、できれば障害者の皆様が多く利用される駅については重点的にやっていければなという思いで活動はしております。3,000名というくくりをオールジャパンではなくて、例えば首都圏は3,000名だけでも地方部ではもっと柔軟にという、そういう要望があったということは東京のほうに伝えてまいりたいと思います。

**【岡会長】**

ありがとうございます。阿曾委員、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）やはり地域ごとの特性があるので、一律の基準を当てはめるということは難しいと思います。ですから、地域に合わせた形で、柔軟、フレキシビリティな要素というのも取り入れて行うというのも大事なことかなと。最初のほうで申し上げましたように、やはり事業者さんの研修会を増やしていくというのが、実態としてはそれが有効かなと私は思います。その点、JRさんは結構そう



いったことに関しても理解は非常にあるほうだと思います。声をおかけして研修会をやりたいたなということも積極的に働きかけていただければ、いつも利用する人、たまにしか利用しない人、いろいろいらっしやると思いますけれども、一定の危ないところ、そういったところを感覚的に、特に視覚障害者の方々に関しては体で覚える、感覚で覚える、そういうことも必要があるのかなと思います。関係機関のご協力が大切なんだろうなと思います。

時間もあと3分というところで、まだお聞きしたい方もいたんですけども、時間の関係もありまして、この辺でこの委員会を若干まとめていきたいと思いますが何かありますか、伊藤さん、最後に。

【仙台バリアフリーツアーセンター 伊藤委員】

済みません、ちょっと話をさせていただきます。仙台の伊藤と申します。3点ほどなんですけれども、1つは、やはり皆さん所望されていると思うんですけども、やはりこの会議でこの時間では各地のさまざまな課題を話すのは難しいので、各都道府県単位のブロック会議みたいなものを設置していただいて、その中で先進事例とか課題などを話すような機会をぜひ設けていただければありがたいと思います。

2つ目は、今私の手元に国交省でつくられた発達障害、知的障害、精神障害のある方とのコミュニケーションハンドブックというものを持っているんですが、結構これは使い勝手がとてもいいんですよ。特に若い人とか学生さんにかかわるということでもいつも使うわけなんですけれども、やはり刊行物というのは国交省の中だけでのPRなので、先ほど厚労省との関係もありましたけれども、やはり福祉部局などとも刊行物のやりとりとか情報の共有とか、そんなことを進めていただくともう少し福祉に携わる人たちに情報が入ってくるのではないのかなと思っています。

最後に、基本構想の話がありましたけれども、和田さんからもやはり数字だけじゃなくてプロセスという話がありました。仙台市も結構やっているんですけども、我々からするとどうもここはエアポケットだなみたいなのがやはり存在したりするんですね。さまざまなものがそうですけれども、やはり結果、数字的には100%でも、国交大臣賞の評価がただバリアフリーだけじゃなく、当事者参画とかそういったプロセスというのがとても大事になってきているだけに、やはり仏つくって魂入れずではなくて、プロセス、先進事例を知るといっては意味質の担保を保証するということでもありますので、そういったことをさまざまな形で今後考えていただければありがたいなと思います。時間が少ないところありがとうございます。

【岡会長】

ありがとうございます。今の伊藤委員で今日の会議の一応まとめみたいな形になってしまいました。事務局に渡しますが、今の伊藤委員のまとめを含めて、今後のこの会議のあり方等も含めて若干ご説明をいただくということでマイクをお返しいたします。

【東北運輸局 佐々木部長】

事務局の東北運輸局の佐々木でございます。本日は委員の皆様方から大変貴重なご意見をいただきまして、まことにありがとうございます。本日いただきましたご意見につきましては、東北地方における特有の課題も含めまして、国土交通本省のほうに報告をさせていただき、今後のバリアフリー施策に反映させてまいりたいと考えております。加えまして、私ども各担当部署、それから本日参加の行政機関や各施設管理者の皆様ともしっかりと情報を共有しまして、

東北地方のバリアフリー化が進展するようにしっかりと対応してまいりたいと考えてございます。

また、当分科会としましては、今後、アンケートなどの意見聴取を通じまして障害者の皆様からご意見を頂戴し、当分科会を相互理解につながる意見交換の場にしてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様方におかれましては、今後とも引き続きご理解、ご協力をよろしくお願いしたいと思います。本日は誠にありがとうございました。

【東北運輸局 林】

岡会長、大変ありがとうございました。委員の皆様におかれましては、貴重なご意見、また熱心にご議論いただきまして誠にありがとうございます。今後の意見聴取などにつきましては、また改めてご連絡させていただきたいと思っております。

以上をもちまして、第1回移動等円滑化評価会議東北分科会を終了いたします。本日は、皆様大変ありがとうございました。